

兵庫県公報

令和元年6月28日 金曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1
告 示	
○ 平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部改正（人事課）	1

公布された法令のあらまし

●行政組織規則の一部を改正する規則（規則第8号）

新長田合同庁舎への移転を機に、神戸市の区域を所管する県税事務所を再編し、西神戸県税事務所を神戸県税事務所に統合すること等に伴い、県民センターの内部組織について所要の整備を行うこととした。

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第8号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第75条の2第2項の表神戸県民センターの項を削る。

第81条の表神戸県税事務所の項中「神戸市中央区」を「神戸市」に改める。

第82条の2を削る。

第82条の3中「第82条第3号」を「前条第3号」に、「前3条」を「前2条」に改め、同条を第82条の2とする。

第83条の表神戸県税事務所の項中「収税課」を「収税第1課 収税第2課」に、「不動産取得税課」を「不動産取得税第1課 不動産取得税第2課」に、「自動車税課」を「自動車税第1課 自動車税第2課」に、「自動車取得税資料課 自動車取得税審査・自動車税納税証明課 軽自動車取得税課」を「自動車税資料課 自動車税審査・納税証明課 軽自動車税審査課」に改め、同表西神戸県税事務所の項を削り、同表姫路県税事務所の項中「自動車取得税資料課 自動車取得税審査・自動車税納税証明課」を「自動車税資料課 自動車税審査・納税証明課」に改める。

附 則

この規則は、令和元年9月9日から施行する。ただし、第83条の表神戸県税事務所の項の改正規定（「自動車取得税資料課 自動車取得税審査・自動車税納税証明課 軽自動車取得税課」を「自動車税資料課 自動車税審査・納税証明課 軽自動車税審査課」に改める部分に限る。）及び同表姫路県税事務所の項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第185号の2

平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部を次のように改正

し、令和元年9月9日から施行する。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

本則の表神戸県民センター出納員の款西神戸県税事務所分任出納員の項を削る。